治療用装具代金の支給申請手続きについて

労災

今回処方されました装具は**病院の会計とは別**になっております。
労働者災害補償保険の適用となりますが、一時全額立替払いとなります。
勤務先の労務係を経由して労働基準監督署へ手続きをしていただきますと、全額戻ってきます。

手続き窓口　　勤務先の**労務係**を経由して労働基準監督署

手続きに必要なもの　**① 就労時　様式第７号（１）**
通勤時　様式第１６号の５（１）
② 領収書　お振込の場合はご入金後に郵送いたします
③ 装具取扱説明書コピー（既製品の場合）

還付額　　10 割

様式第７号（１）又は**様式第１６号の５（１）**を勤務先の労務係より取寄せていただきまして病院に提出してください。

病院から様式が戻ってきましたら、**様式第７号（１）**又は**様式第１６号の５（１）**と**領収書**を勤務先の労務係に提出してください。

勤務先の労務係から労働基準監督署に申請していただけます。

領収書の再発行は出来ませんので紛失しない様にご注意ください。
ご不明な点がございましたら弊社までご連絡ください。

（株）ワンアップブレース
〒181-0015　三鷹市大沢 6-7-18
TEL　：0422-30-1204
E-mail：oneupbrace@gmail.com